

防地在（事）第 1 6 8 号
令和 3 年 7 月 1 日
一部改正 防地在（事）第 7 3 0 3 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

事務次官
(公印省略)

駐留軍の航空機事故等における緊急見舞金の支給について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

記

（緊急見舞金）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 3 5 年条約第 7 号。以下「地位協定」という。）第 1 8 条の規定により、被害者又はその遺族に対し、損害賠償等を行うに先立ち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和 2 7 年法律第 1 2 1 号）に基づく損害賠償金又は地位協定第 1 8 条第 6 項にいう慰謝料のほかに、見舞金を支給することが諸般の事情を考慮し適当であると認められる場合には、別表に定める基準額の範囲内でこれを支給することができる。ただし、別表により難しい場合においては、その都度、防衛大臣に協議するものとする。

（経理）

- 2 前項の見舞金の経理は、資金前途官吏が扱うこととし、見舞金の支給は地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）又は地方防衛局長の指定する者が現金をもって行うものとする。

（支給済報告）

- 3 地方防衛局長は、第 1 項の見舞金支給を完了したときは、速やかに防衛大臣に報告するものとする。

添付書類：別表

緊急見舞金支給基準

(単位：円)

被害内容		支給者名	支給金額	備考
人身被害	死亡	防衛大臣	300,000	
	重体	地方防衛局長	200,000	生命に関わるほど危険な状態
	重傷	〃	150,000	30日以上加療見込
	軽傷	〃	50,000以内	30日未満 〃
物損	住居・家屋の全壊等	〃	100,000	
	その他	〃	50,000以内	

注：地方防衛局長には東海防衛支局長を含む。